

第291回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第291回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年10月30日（水）17:14～19:03
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 刑事施設における被収容者に対する給食業務（法務省）
- 刑事施設における総務業務（法務省）

2. その他

<出席者>

(委 員)

尾花主査、樋谷副主査、浅羽専門委員、生島専門委員

(法務省)

矯正局 成人矯正課 花村企画官、森田補佐官、平原係長、

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから、「第291回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「刑事施設における被収容者に対する給食業務」及び「刑事施設における総務業務」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、法務省矯正局成人矯正課花村企画官より「刑事施設における被収容者に対する給食業務」の実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、15分程度でお願いします。

○花村企画官 法務省矯正局成人矯正課企画官の花村でございます。

それでは、私のほうから、まず15分間で、刑事施設における被収容者に対する給食業務につきまして、民間競争入札実施要項（案）を作つてまいりましたので、お話をさせていただきます。

それでは、民間競争入札実施要項（案）の1ページ目でございます。最初に今回の給食業務につきまして、受刑者を就業させないことを前提に、民間のノウハウを十分に活用した民間委託を行うべく、公共サービス改革法、それから公共サービス改革基本方針を踏まえ、実施要項を定めたものですので、この内容につきまして、今回の事業の趣旨として法務省の有識者会議からの提言部分を若干背景ということで記載させていただいております。

具体的には今回の民間委託業務の実施に至りました経緯でございます。こういった、私ども発注者側の意図を明示するということは、応札者にとりまして参考となる情報ではないかということで、記載をさせていただいたところです。

1ページ目の下でございますけれども、今回、確保されるべき対象公共サービスの質などを以下、記載させていただいております。詳細な内容ということで、対象施設の概要です。対象施設は、大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所（高知少年鑑別所への配達を含む。）という形になっており、別紙1で各施設の概況を示させていただいたところです。

別紙1、20ページからになりますけれども、事業対象施設の概況につきまして、各刑務所、拘置所の施設・建物関係、組織図、それから収容定員・現員、受刑者の1日の生活としていつ朝食、昼食、夕食を出すのかというスケジュールを書かせていただきました。それぞれの施設につきまして、3の収容定員・現員のところですけれども、平成20年から24年までの各年末の被収容者数につきまして、数字を書かせていただきました。

戻っていただきまして、2ページ目、対象業務の内容ということで、別紙2に業務内容として委託業務の内容をいろいろ書かせていただいています。後ほど対象公共サービスの質の設定と一緒に説明させていただきます。2ページに戻っていただき、加古川刑務所、岩国刑務所、高知刑務所につきましては、民間事業者に厨房設備・機器の整備をお願いすることになりますけれども、大阪拘置所につきましては、国のほうでちょうど今、改築を行つておりますので、大阪拘置所の厨房設備・機器の整備については、業務の対象外とすることを書かせていただいております。

それから、（2）対象公共サービスの質の設定でございますけれども、業務の実施に関し

て確保されるべき公共サービスの質を確保するため、別紙2の表中「要求水準」を遵守することを掲げさせていただいております。

ただし、要求水準は最低限の水準でございますので、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではないとしております。

先ほどの別紙2でございますけれども、委託業務の内容ということで、それぞれ要求水準を記載させていただいております。

業務実施体制でございますけれども、例えば、共通の事項に、火災が発生しないとか、保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏洩しない。衛生管理を行い、食中毒の発生を防止することを記載しています。

業務実施体制でございますけれども、総括業務責任者を配置する。それから、対象施設ごとに業務責任者を各1名配置し、各施設に常駐させる。それから、食品衛生責任者といった法令上設置が必要な者や、調理責任者その他業務遂行に必要な業務担当者を選任するといったことなども掲げさせていただいております。

また、本事業に従事する職員につきましては、資格や知識・経験の有無を採用条件とする者を除き、すべて地元、これは当該施設の所在市及び同市に隣接する市町村、その他同一経済圏とみなしうる地域を言いますけれども、地元から雇用するということを掲げさせていただいております。この点につきましては、もちろん地域貢献という観点もございますけれども、被収容者の給食業務は、毎日3食準備いたしますので、早朝作業をすることもあれば、場合によっては深夜に作業することもあります。それから、東日本大震災、阪神・淡路大震災のように、震災等、非常時においても給食というものは間断なく続けるため、それぞれの職員がそのような際も出勤して作業いただく必要があることから、地元から雇用していただく必要があろうということで掲げさせていただいております。実際に給食業務を民間で実施しておりますPFIの刑務所などでは、給食業務の従事職員は、全て地元から雇用されているという実情もございます。

それから、運営開始準備業務のところでございますけれども、厨房設備・機器、備品等の整備に係る企画立案や整備の関係です。厨房機器・設備のレイアウトに当たっては、①、②、③がございますけれども、効率性、衛生の確保といった観点をもって検討する。

次に、別添「従来の実施状況に関する情報の開示」これから説明させていただきますけれども、こういった情報の開示を参考として、本事業を実施するために必要な厨房設備・機器及び備品等の調達及び設置工事を行うことなどを掲げさせていただいております。厨房の設備・機器及び備品等の整備については、給食業務の実施に必要なものを据え付け、または用意する。それから、事業者の責任及び費用負担において、自主完成検査及び厨房設備・機器の試運転等を実施する。それから、運営開始までに、給食業務のリハーサルを実施する。厨房施設の運営に必要な各種申請を行うなどを要求水準として掲げさせていただいております。

さらに、維持管理業務のところでございますけれども、厨房施設内の衛生管理上支障が

生じないよう、日常清掃を実施するとか、炊場内における調理機器、衛生管理、防虫防除に關係する法定検査を実施する。それから、厨房の設備・機器及び備品等については、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に管理する。同じく、設備・機器・備品等については、国が整備したもの除去して、経年及び衛生状態等を考慮しつつ適宜更新する。なお、国が整備した厨房設備・機器等について更新が必要である場合には速やかに国に連絡していただけます。それから、国との通信に必要な情報機器については国が貸与するということなどを掲げさせていただいております。

それから、ページが変わりまして、献立の作成です。「矯正施設被収容者食料給与規程」に従って、給与熱量、栄養量、季節感などを考慮して献立案を作成し、各対象施設で開催される給食委員会に報告して、刑事施設の長の承認を受ける。それから、被収容者に対する好調査を実施し、調査結果及び調査結果に基づく改善策を提示することなどを掲げさせていただけます。

このような規定、先ほど申し上げた矯正施設被収容者食料給与規程といった規定が、いろいろな部分に出てまいりますけれども、このような必要な規定については、説明会で事業者の皆様方にそれぞれ提示したいと考えているところでございます。

それから、別紙4ということで、受刑者に対する釈放時アンケートをつけさせていただきました。最後のところについているかと思いますけれども、この釈放時のアンケートには、給食の項目にかかるアンケートがあります。このアンケートの結果、意見が出てまいります。この意見を踏まえまして、先ほどの施設の概況のところに出てまいりました組織の中に、刑事施設ごとに刑事施設視察委員会というものがございますが、こういったところからもアンケート結果が注目されており、アンケート結果の意見を踏まえた刑事施設視察委員会の意見に配慮して業務を実施するということなどを掲げさせていただけています。

被収容者の中にはアレルギー等を有する者がございますので、アレルギー、それから特別な配慮を要する被収容者へは柔軟な食事を提供するとか、治療食は刑事施設の職員である医師が作成した食事せん、どういうことに注意するかということが書かれておりますけれども、それに基づいて提供するということを掲げさせていただけています。

なお、対象施設ごとにそれぞれ刑事施設の職員がきちんと食事が作られているかということを、実際に食べて確認するという仕事がございます。これは「検食」と言っておりますけれども、毎食時、対象施設ごとに検食2人分を国に提供するということも掲げさせていただけています。

それから、食材調達計画の策定等でございますけれども、食材等の必要な物資につきましては、大阪拘置所において使用するものを除きまして、加古川、岩国、高知が対象となります。地元自治体が実施する地域振興関係事業を活用し、原則として全て地元から調達するということを掲げさせていただけます。この部分でございますけれども、地元からの調達を確実なものとして、当該地域の経済振興に貢献するとともに、1日3食365

日、安定的な食材調達が可能となるよう、地元自治体が実施する地域振興関係事業を活用したいと考えております。

本業務におきまして食材供給を希望する地元の小売店等が、全て等しく参入できる機会を付与したいと考えておりますし、ともすれば、こういった業務におきまして参入が予想される、大手と言っていいのでしょうか、大手給食事業者と交渉力で対等の立場で交渉ができるということで、支援していただく仕組みづくりを地方公共団体に依頼しているところでございます。こうした支援事業を活用することで、給食事業者にとっても安定的、かつ高い衛生水準が保たれた食材調達が可能になるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、食材の管理、適切な食数管理を行い、無駄のない食材の調達及び調理に努める。

それから、新鮮な食材、質のよい調味料などを使用し、衛生的な調理を行う。

配膳・配送のところでございますけれども、先ほど申し上げた高知刑務所においては、高知少年鑑別所への食事の配達を含むということを掲げさせていただいております。

あと、衛生管理のところなどでは、衛生管理体制の構築ということで、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、従事者の健康管理、食品管理、施設整備等の管理を行うということなどを掲げさせていただいております。

先ほど少し申し上げましたけれども、非常時等の対応ということで、ページの一番下のところですが、食中毒が発生したときは、刑事施設の長に速やかに報告するとともに、保健所の指示に従い適切に対応する。なお、食中毒が発生した場合であっても、間断なく食事の提供を続けていかなければいけませんので、被収容者等への食事、弁当等になりますけれども、毎日時間どおりに提供していただく。それから、災害の発生に備えて、7日分以上の非常食及び非常飲料を施設内に保存していただくということを掲げさせていただいております。

それから、次のページですけれども、教育・研修というところで、衛生管理等について、業務従事者を新たに採用した場合は、初任者研修を必ず実施する。それから、刑事施設の特殊性ということで、個人情報保護についての理解等も不可欠であることから、そういう部分の研修も必ず実施していただくということなどを主として要求水準ということで掲げさせていただいたところです。

それでは、2ページに戻っていただきまして、創意工夫の發揮可能性ということで4点掲げさせていただいております。衛生管理に関する提案。それから、被収容者の心情安定及び健康増進に資する給食の実施に関する提案。地元における経済振興や、その他の課題の解決に資するような提案。それから、受刑者の再犯防止に本業務を通じて貢献できるような提案ということで掲げさせていただきました。

なお、前回お話をさせていただいたときに、今回は被収容者の給食についての入札の実施要項案でございますけれども、それに付随といいますか、附帯的な部分として、刑事施

設周辺の学校とか社会福祉施設への給食、独居老人に対するケータリングサービスなどを一緒に実施することを検討するということで、有識者会議からの御提言をいただいておりました。先回、監理委員会から本計画に対する承認を受けまして、私どもも、地方自治体と打ち合わせをさせていただいているところ、一部の地方自治体からは、社会福祉施設への給食とかひとり暮らしの御老人に対するケータリングサービスのニーズを検討していただいているところです。

一方で、学校給食については、いずれも地域といいますか、地方自治体においてもニーズはないという結果をいただいているところでございますので、参考までに御紹介させていただきます。

それから、委託費の支払方法でございますけれども、イの支払方法のところに、四半期ごと、全37回に分けて委託費を支払うということを書かせていただいております。

それから、(イ) 委託費のうち食料費につきましては、四半期ごとの実績に応じ、精算払いとすると掲げさせていただいております。もちろん、食料費の支払い、非常に変動が予想されるところでございます。物価変動による食材費、上下動のリスクがありますけれども、これにつきましては、事業契約におきまして指數を定めて、その指數が一定のポイントを超えた場合、あるいは下回った場合には、食材費単価の増額あるいは減額を行うということを検討しているところでございます。

なお、その他租税額、今回は消費税の変更などの可能性もありますので、法令の変更とか不可抗力による経費の変動とかにつきましては、それぞれ事業契約におきまして対応策を規定することを検討しているところです。

(ウ) でございますけれども、国は調査・監督を行いまして、質が確保されていない場合には、別紙3に定める基準に従い、委託費の減額措置を講ずるという形にさせていただいております。

別紙3を御覧いただきたいと思います。大きく2つに分かれております。委託費の減額については、違約金という場合と、減額ポイントの蓄積に基づく減額という場合と分けて書かせていただいているところでございます。違約金のほうは、民間事業者の責めに帰すべき事由により、一定の対象となる事案が発生したときは違約金を支払っていただくということで、例えば、その下に書いてありますけれども、火災の発生、保安情報ないしは被収容者の個人情報の漏えい、国への報告義務違反などといったことを想定しているところでございます。

それから、減額ポイントの蓄積に基づく減額でございますけれども、国は(1)の場合について減額ポイントを計上していく、四半期ごとの蓄積状況に応じて定められた減額率に基づきまして計算した金額を、当該四半期の委託費から減額することとして減額した委託費を支払うという考え方方に立っているところです。

時間が限られておりますので、また3ページに戻っていただきまして、実施期間でございます。大阪拘置所につきましては、平成27年2月1日から36年3月31まで、それ以外の

施設につきましては、28年3月1日から36年3月31日までと考えているところでございます。

その次、3 入札参加資格ということで掲げさせていただきました。(6)ですけれども、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有しているほか、HACCPに対する相当の知識を有している者を配置できることということを掲げさせていただいております。

4 入札に参加する者の募集ということで、入札に係るスケジュールを掲げさせていただいております。入札公告を平成26年1月に出しまして、以下、その日程で、最終的には次のページになりますけれども、大阪拘置所、それから大阪拘置所以外の施設で27年ないしは28年3月までには運営業務を開始したいと考えているところでございます。

5ページに入りまして、入札の実施手続について掲げさせていただいています。

5として、6ページ目でございますけれども、対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の公共サービスを実施する者の決定についてというところです。総合評価落札方式によることを考えております。

2段階、第1次審査と第2次審査を考えておりまして、審査に当たりましては、外部の有識者により構成されます事業者選定委員会を設置して、ここで提案の内容を審査していただいて、その結果を、国に報告して、国がこれを受けて落札者を決定するという方式を考えております。第1次審査につきましては、適正な資格と必要な能力を備えているか否かということで、入札参加資格に定める資格などについて審査を行うものでございます。第2次審査ですけれども、総合評価落札方式により落札者を決定したいということで、以下、掲げさせていただいているところでございます。

ただ、この総合評価落札方式でございますけれども、関係府省と協議するということになっておりまして、現在協議中です。あくまでも案ということで、以下、説明させていただきたいと考えております。

7ページ目でございますけれども、審査に当たりましては、必須項目の審査と加点項目の審査に分けさせていただいております。1項目でも満たしていない場合には、その必須項目のところですけれども、不合格とする。適格者には、基礎点として70点を付与したいと考えております。以下、必須項目と加点項目を掲げさせていただいているところでございますけれども、加点項目につきましては、各審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づいて、提案内容が優れているか否かを判断して、その程度に応じて加点を付与したいと考えているところでございます。

評価の観点については、事業者選定委員会において定めたいと考えているところでございまして、やはり価格だけでは今回の給食サービス、品質に重大なリスクが懸念されるところですので、価格に加えて品質を管理したいということで、加点項目審査を考えているところです。

必須項目の部分では、審査項目として、管理体制、人的体制、省エネルギー対策、研修

体制、地域への貢献ということを掲げさせていただいているところでございます。

なお、必須項目の審査のところ、もちろん要求水準と必須項目の関係がありますので、要求水準は維持すべき性能の基準を示しているもので、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、要求水準を満たすために具体的にどんな業務遂行を行うのかということを提案していただきて、その内容が各要求水準を満たしているかを、必須項目中の評価ポイントに基づいて確認したいと考えているところです。

もちろん、事業者選定委員会が評価の観点に基づき判断するとなっておりますので、加点項目の審査に当たりましては、より客観的な審査ができるように、評価のポイントをそれぞれ今、7ページ、8ページ、9ページに掲げさせていただいておりますけれども、この評価のポイントにちなんだ評価の観点というものを設けまして、当該観点を踏まえた提案になっているかどうかというところで、評価のポイントを満たした提案になっているかどうかということを評価したいと考えているところです。

したがいまして、その評価の観点というものを設ける訳ですけれども、それはここに掲げさせていただいております評価のポイントの具体的な評価方法になりますて、全く関係ないものを定めるということは考えておりません。評価のポイントについて、より客観的な評価ができると考えているところです。

それから、省エネルギー体制のところを必須項目ということで掲げさせていただきました。加点にするのか、必須にするのかというところでいろいろ悩んだところでございますけれども、もちろん光熱水量というのは国費で負担するという形になりますので、省エネにはどの事業者さんにも必ず取り組んでもらうという考え方から、必須項目とさせていただいております。これまでの私どもの民間委託事業の経験からしますと、加点に値するような省エネの提案というものは期待できないのではないか。厨房機器については、現在、ほとんど省エネ対応の機器が多いというところがあって、提案にちょっと差がつきにくいところも考慮して、必須の項目のほうに掲げさせていただいたというところでございます。

次に、加点の項目を8ページから9ページに掲げさせていただきました。

また、9ページの下の（2）ということで、落札者の決定に当たっての評価方法ということで、それぞれその下、総合評価点、価格評価点ということで掲げさせていただいたところです。こういった形によって落札予定者を決定したいと考えているところでございます。

それから、時間が限られており、少し超過しましたけれども、11ページでございます。6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これは別添、従来の実施状況に関する情報の開示、それ実施に要した経費とか人員、4つの大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所、高知刑務所の施設及び設備でございますとか、先ほど申し上げたように大阪拘置所は国で整備しますので、大阪拘置所において整備予定の施設とか設備といったところも掲げさせていただいたところです。

7番目として、民間事業者に使用させることができる国有財産を掲げさせていただいた

ところです。被収容者に対する給食業務を実施するために必要な次の施設及び設備等については、これを無償で使用させる。大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所、高知刑務所の厨房施設ということで掲げさせていただいておりますし、要求水準のところでも申し上げましたけれども、使用可能な設備・機器及び備品等ということで、例えば、国との通信に要する機器は国において整備することなどを掲げさせていただいたところでございます。

先ほどの別添の情報の開示のところで、今まで給食業務について、受刑者が例えば何人ぐらい従事していたのか、それから受刑者はどういうふうに調理を実施していたのかという御疑問が生じようかと思いますけれども、あえてそういった人員とか従来の実施方法について情報開示のところには書いてありません。受刑者が刑務作業として実施している場合、労働関係法令、厳密に言うと適用がないといいますか、もちろん労働関係、衛生管理も含めて気をつけておりますけれども、委託する事業とは事業内容がちょっと異なる面があるのではないかということで、調理に当たる人員を記載していないところがございます。

調理方法につきましても、今回、クックチルの導入等も含めて、現在やっております調理方法とは異なる部分が想定されますので、それぞれ調理人員とか調理の実施方法について、情報開示のところには記載しておりません。

8番目として、民間事業者が講すべき措置に関する事項ということで、報告、実施要領、業務年間計画書の作成・提出、業務報告の作成と提出、それから国による調査への協力、指示、秘密の保持ということで、11ページ、12ページに掲げさせていただいたところです。

13ページには、研修及び引継ぎの実施ということも書かせていただいたところでございます。

それから、14ページで実施期間終了後の引継ぎというところがありまして、(エ)に民間事業者は、本業務を遂行するために整備した厨房設備・機器及び備品は、実施期間終了日から9箇月後までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日までに、その責任と費用負担により取去し、原状回復を行うと書かせていただきました。9カ月後といいますのは、実際、契約は3月末に終了しますので、12月まで、その年内に終了するという意味で書かせていただいております。厨房機器の撤去は時間を要する内容だと考えておりますので、このような書きぶりにさせていただいたところです。

14ページ以降、権利の譲渡とか再委託の取扱い、役員等の変更の通知、契約内容の変更、契約解除について書かせていただいておりまして、16ページですけれども、契約解除時の取扱いについて記載させていただいたところでございます。契約解除時のところは書きぶりがなかなか難しかったところもありますし、設備等の取り扱いをどういうふうにするのかというところで、この辺については私どもとしても記載がございません。契約解除した場合の厨房施設等の取り扱いにつきましては、契約解除の時期がどうなるのか。例えば運営開始準備期間に、不幸なことではありますが契約解除になってしまったりとか、運営開始二、三年経過後という場合もありますでしょうし、事業期間の満了の直前ということも

あろうかと思います。

それから、契約解除の原因も、事業者の帰責によるものなのか、国の帰責によるものなのか、不可抗力によるものなのか、それから法令変更によるものなのか、いろいろな場合が想定されるところで、それぞれ取り扱いに差異が出るのではないかということから、実施要項に記載するとした場合にどうしても詳細な記載にならざるを得ないのではないかという考え方について、契約を解除したときの厨房施設等の取り扱いにつきましては、入札公告時の入札説明書に、例えば参考資料として事業契約書（案）を添付してはどうなのかということを検討しているところです。

以下、17ページ以降、当該民間事業者が負うべき責任、それから評価、公共サービスの実施に関し必要な事項、17ページ、18ページですけれども、掲げさせていただいております。

最後、18ページの下のところですけれども、刑事施設はちょっと特殊な施設ということで、被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害につきまして、場合分けをして書かせていただきました。

少し時間が超過してしまいましたけれども、以上で私からの給食業務の入札実施要項の説明については終わらせていただきたいと思います。以上です。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○樋谷副主査 3ページの一番上、（イ）で、食料費については、四半期ごとの実績に応じて精算払いとする。この場合の食料費は、四半期における各施設ごとの収容者の延べ収容人員に契約に定める金額を乗じた額となっているのですが、これは食料費の単価を決めるということなのですか。

○森田補佐官 入札時に内訳として食材費の単価を出してもらおうと思っております。

○樋谷副主査 朝、昼、夜という。

○森田補佐官 被収容者一人1日当たりの食材費単価を考えています。その食材費単価に被収容者数と事業期間の日数を掛けたものを入札金額として入札していただくことを考えております。

○樋谷副主査 この前の委託費の違いは、別に何か体系。委託費を支払うというのと、食料費というのと。食料費以外の経費を委託費と呼んでいるわけですね。

○森田補佐官 食材費以外の経費については事業期間にわたり平準化払いします。また食材費については、収容人員に応じて実績払いとします。ただ、契約段階では、収容定員どおりに被収容者が入所しているという前提で食材費を積算し、その金額で契約を結ぶということです。すなわち、食材費がそれ以上にはならないような金額で契約します。

○樋谷副主査 総合評価のときにはマックスの数字を入れてやるのだと。

○森田補佐官 そのとおりです。

○樫谷副主査 わかりました。

これは、四半期ごとにと言ったときに、3カ月分ということですね。結構な金額になると思うのですが、全部のところ1者がということじゃないと思いますけれども、年間3億円とか4億円という数字ですね。それを4分の1すると、7,000万円とか8,000万円になるのですが、それを立て替えないといけないわけですね。そこについて、例えば毎月だとか、民間事業者ですから資金繰りがあると思うのですが、そういうのはなかなか難しいのですか。

○森田補佐官 四半期ごとにさせていただきましたのは、これまでPFI事業や公サ法事業での経験を踏まえて、四半期ごとの支払いでも特に事業者の方から資金繰り等について問題ないという感触をいただいておりますので、今回、そうさせていただいております。

○樫谷副主査 PFIは、ちょっと規模の大きな事業者の可能性があるのではないかと思います。これは給食ですから、そんなに規模の大きな事業者じゃない可能性もあるので、中堅・中小企業にとってみたら、国との取引ですから貸し倒れはないにしても、ちょっと厳しいかなという感じはしないでもないのですが。

○森田補佐官 もう一つは、支払いのタイムスケジュールの問題がございまして、毎月支払いに際しましてモニタリング等を実施して、きちんと業務が遂行されているかどうかの確認手続がございますので、そういった期間を含めると、1カ月ごとの支払いですと毎回支払いが非常にタイトになるのではないかという懸念はございます。

○樫谷副主査 もちろん、そちらはそうかもわかりませんが、民間事業者としては、それは資金繰りの話なので、これなら参加しづらいなという可能性もあるので、もう少し短くなるか、ならないか。確かに刑務官の方が少なくて事務処理が大変だというのは、極めてよくわかりますから、できれば、余り大きくない民間事業者も参加できるようにしていただきたいといふと思うのです。一遍御検討いただいて、だめならだめで、これはしようがない話なのですけれどもね。

あと、被収容者数の最高の数字はどの数字を使うのですか。

○森田補佐官 収容定員で計算していただこうかと思っております。別紙1の施設の概要に収容定員がございますけれども、この収容定員に基づいて入札していただこうかと思っております。

○樫谷副主査 それは、定員でとりあえず単価を掛けてやるのだということですね。

これは、3つの刑務所、あと1つの拘置所が書いてあるのですが、定員割れというとおかしいですけれども、定員割れしているところはいいということかもわかりませんが、定員をはるかに超えているようなところとありますけれども、これは12月末の数字なのですから、これは相当振れるものなのですかね。季節的な変動というのは余りないのかもわかりませんが。

○花村企画官 もちろん、被収容者の数は刑事施設ではなかなか調整しにくいところ、特に拘置所はそういうところがございますけれども、基本的には今の全国の収容状況を見ま

すと、特に受刑者のはうは、一般的に施設の定員の中に入っています。

ただ1点だけ、2枚目になりますけれども、岩国刑務所という施設がございます。女子刑務所につきましては、女子の受刑者が若干ずつではありますけれども、増え続けているところがあつて、現在員を見ていただくと非常に率が高くなっているところがございます。この点については、実際にこれだけの現員がいたという時には給食をつくっていただかなければいけませんので、そこは考えたいと思っております。

○樺谷副主査 女子だから、そういう女子専用の施設というのはなかなかないので、どうしても収容定員を超えることが起り得るということですか。

○花村企画官 そうです。女子の場合は女子の施設に収容する形になっていますので、現在、他の施設で女子を入れられるようにできないかということで検討は進めているのですけれども、特定の施設に女子を入れられるようにするためには、若干タイムラグがかかりますので、その関係で収容率がどうしても超過してしまっているところがあるという状況でございます。

○樺谷副主査 基本的には、ほぼ定員か、若干割れているというレベルだと考えていいのですか。

○花村企画官 そういう状況でございます。

○樺谷副主査 わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○浅羽専門委員 今の定員と売り上げの関係になるのですけれども、基本的に刑務所に関しては定員でというお話を伺って、それで行けるのかなと。高知の少年鑑別所に関して、現員が2人。それだけ特別のことをやる、定員が32を想定していて積算する。でも、実際にそれが現実問題として2つだけということであると、ここは2つのものに関して言うと、結果として2人とかだとコストがすごく高くなってしまうようなことはあるのかなと思ったのです。そうした場合の補償等は、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○森田補佐官 基本的に、メニューは刑務所本体のものと同じ形になるかと思いますので、余りそこのところの影響はないのではないか。全体の500の中の30ですので、たとえ2食であったとしても、食材費にそれほど大きな影響はないと考えております。実は、現在でもそういうふうにやっておりまして、特にその辺で食材費のロスというのは我々のところでは認識しておりませんので、問題ないのではないかと考えております。

○尾花主査 済みません、私のほうから。

資料A-2の3ページの契約書に定める食料費の金額の点なのですが、価格を入札で出していくいただくときに、これは契約期間が10年なので、10年分の価格を出していただくということでおろしいでしょうか。

○森田補佐官 そのとおりでございます。

○尾花主査 そうした場合に、食料費については物価の変動を多分御心配になられるでしょうし、他の委託費については従業員の方の単価という意味でいくと、例えば指標として

は最低賃金みたいな価格が10年間のうちに上がってしまうとか、そうなったときのリスクを考えると、入札を入れる方は随分悩まれると思うのですが、その点について何か御配慮というのはございますでしょうか。

○森田補佐官 先ほど少し説明させていただきましたように、1つは指標を設けようと思っております。これは、食料費のみならず、人件費も含めて、例えばその他公共サービスといった指標のポイントが3ポイント以上、上ぶれ、下ぶれになった場合に増額・減額するといった、物価リスクを官と民で分けられるような契約のつくり込みをしていきたいなと思っております。

○尾花主査 そういたしますと、入札時に出していただく価格は、現時点での価格ですということはどこかに書かれているのでしょうか。そうしないと、皆さん、将来のことを考えて多目に言ってしまうような気がするので、物価の変動及び労働力の価格の変動については指標を定めるので、入札時の価格は、例えば現時点での価格を前提に10年分計算してくださいみたいなことは書かれているのでしょうか。

○森田補佐官 そこもどういうふうにリスクをとるかという形になるのかなと思っております。指標が少しでも動いたら増減額することになりますと、非常に事務が煩雑になってしまいますので、例えば3ポイントとか5ポイントという形になるかと思います。そういう前提で、例えば入札事業者においてどれだけ見込むのか。あくまで現在の取引価格という考え方もあるでしょうし、例えば今後10年のトレンドを予想して、ちょっと高目あるいは低目ということも出るかと思いますので、そこは余り縛らないほうがいいのかなと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたように、入札説明書等の資料で事業契約の案をお示したいと思っています。その中に、そういった物価変動の場合の費用負担のあり方についても盛り込む予定でございますので、そういった内容を見ていただいて、民間事業者のほうで想定していただくというのが一番いいのではないかと思っております。

○檍谷副主査 多分、地元からの調達ということなので、恐らく野菜とか魚ということだと思うのですが、野菜も魚も需給関係ではねたり、ぽんと落ちたりすることがあるので、比較的大きな業者は全国の一番安いところから買ってきたり、ここがたまたまストップしても全国から買ってきてということを弾力的にやって、トータルで何とかつじつまを合わせようとするのですが、地元を余り強調され過ぎると、どうしても狭いマーケットの中での上がり下がりになってしまって、価格を決定するときに慎重になり過ぎるような気もするのですが、これは地元から調達するのが原則ということなので、そういう例外的なときも多分あると思うのです。また、地元で何かの災害とかがあってとれないということもある。

あるいは、地元といつても、地元のスーパーは全国的なスーパーもありますから、そこはどこかで調達するかもわかりませんが、地元と言ったときにはそういう大手のスーパーも含めて、地元で買えばいいということなのですか。どういうことですか。

○森田補佐官 おっしゃるとおり、地産地消、地のものを調達するというのは難しいかと思いますので、地元調達と考えております。ただ、そうした中でも、今おっしゃられたような価格の変動、あるいはそもそもロットが、例えば高知刑務所であっても1日1,500食ですから、調達できないという場合については、今、考えておりますのは、私どもと民間事業者の方、そして地元の自治体といった人たちと協議して、難しい場合はほかのところから調達しましょうといったスキームをつくっていきたいと思っております。

○尾花主査 今の食品の調達に関するのですが、A-2の先ほど御説明いただいた25ページの要求水準の食材調達計画の策定・食材調達・検収の部分で記載されている地域振興関係事業というのが、この調達に関して10年間にわたり、どのように業者さんにメリットがあるのか、もしくは事業がうまくいかなくなつた。済みません、事業というのは、地域振興関係事業が10年間継続しなかつた場合に、どのような影響をその業者さんはリスクを想定しなきゃいけないかというところを御説明願いたいのですが。

○森田補佐官 これも詳細はまた契約で定めたいと思っておりますけれども、こういった事業を活用してくださいというのは、国として条件にしている以上、そういう事業が仮にだめになってしまった場合というのは国側の帰責という形になりますので、協議をして、例えば地元調達にこだわらず、ほかのところから調達してくださいといったことを契約のほうに書いていきたいと思っております。

○尾花主査 わかりました。

あと、先ほど減点のポイントの御説明をいただいたかと思うのですが、ポイントによる減点があった場合に、さらに契約解除まで矯正局さんが持っていく段階的な判断基準というのはございますでしょうか。

○森田補佐官 これもまた契約書に書きたいと思っておりますけれども、今、先行していますPFIとか公サ法ですと、例えば違約金の場合ですと、3回目で契約解除といった形になっております。減額ポイントの蓄積に基づくものについては、一定の減額事由が生じた後、改善措置を講じていただきますけれども、そういうものでもうまくいかなかつた場合には契約解除という形になります。多分、類似の形の契約のつくり込みをしていくと、今のところは考えております。

○尾花主査 わかりました。

あと、契約の話に関連しまして、実施要項の16ページの「ス 契約解除時の取扱い」の記載に悩まれて、今は別途、契約書に定めることとするとされた解除時の厨房設備・機器・備品の取り扱い等についてなのですが、例えば簿価を基準に判断するぐらいの記載も、現時点では難しいと考えておられますでしょうか。

○森田補佐官 買い取りのオプションをどうするかということも検討したいと思っています。例えば、まだ事業が始まつて間もないころは厨房機器も新しいですので、買い取るという選択肢もあるかと思いますし、事業期間終了間際であれば、あるいは撤収というやり方もあるのではないかと思っていまして、それぞれ想定して、どういう形が一番いいのか。

さらにまた、官と民のどちらの帰責によるのかでも買い取りの方法が変わってくるかと思われますので、そういったところを詰めていかなければいけないかなと思います。

それを個別に類型立ててここに書いてしまうと、多分非常に膨大な量になってしまって、ちょっとバランスを失するのかなと思っておりまして、今はとりあえず契約書に定めるところとするという形にさせていただければと思っております。

○樫谷副主査 あと、今の厨房設備等のところなのですけれども、14ページに、先ほど御説明いただいたて9カ月後までにと書いてあるので、それは時間を十分とつていただくというのは非常にいいことの反面、次の方がそこに厨房機器とかを設置される可能性がありますね。

そのときに、置いてあるので、その横に置かなきやいけないみたいな話になったときに、スペースがよくわからないので、そういうことを聞いているのですけれども、9カ月となるのもいいのですけれども、うまいこと次の方にスイッチしなきやいけないときに、現場がわからないので聞くのですけれども、9カ月後までの間、厨房機器が置いてあったとしても、9カ月以内と書いてあるので、もっと早い場合もあるでしょう。例えば最高9カ月置いてあったとしたときに、次の事業者の方がうまいこと置けるようになるものと理解していいのでしょうか。

○森田補佐官 多分、撤去と入れかえがほぼ同時の作業になる可能性もあかと思りますが、あえて9カ月間と書かせていただいて、実際に後継の事業者が決まった段階で、前任の事業者、後継の事業者、そして私ども公共と具体的に入れかえの計画について協議する。その結果決めた、例えば何月何日に撤収してください、何月何日までに入れかえを済ませてくださいという取り決めを交わしていきたい。そのためのもうもうの調整の期間も含めると、9カ月間ぐらいは必要なのかなと考えております。

○樫谷副主査 でも、終了の日からじゃなくて、3月31日でしたか。そうすると、3月31日と4月1日は別の方が置かれますね。そうすると、何となく1日で変えられるのかどうかわかりませんが、通常、どういうふうに考えればいいのですか。9カ月間使ってくださいという話なのですか。

○森田補佐官 そこも今、読めないので、そういう形にせざるを得ないのかなというのと、多分入れかえの期間というのが何日か出てくるかと思います。その期間、厨房は使えませんので、恐らくお弁当での対応という形になるかと思います。ですから、例えば1週間ぐらいはお弁当で被収容者には我慢してもらう。その期間に入れかえるという形になるかと思います。

○樫谷副主査 それを使わせてもらうとか、そのときに引き継ぎをうまくするという話ですね。

○森田補佐官 はい。

○生島専門委員 お伺いしたいのが、資料A-3の2ページ目の下段のほうに、本業務で厨房施設の初期投資をさせるためということで、だから10年なのですというお話をあって、

実施要項のほうにも厨房設備・機器の整備を大阪以外はやるということが書いてあるのです。

具体的にどういう整備かというところは、別紙2ということなのですけれども、イメージが若干わかりづらい。そこで食材を一から切って料理するようなものなのか、どこかでつくったものを温める程度でいいのかによっても、必要な厨房設備機器というのは変わってくると思うのですけれども、それを一からつくらなきやいけないという場合と、そういうやない場合と自由にした場合に、必要な設備投資が変わってくるのですが、そこは何か基準みたいなものを置かなくても大丈夫なのでしょうか。

○森田補佐官 一応新しい厨房施設で、全て最初からつくっていただくような前提を考えております。ですので、情報の開示の中に、現在入れている機器の一覧表を出させていただいているかと思いますけれども、それをごらんになっていただいて勘案していただくということを考えております。

○花村企画官 3ページのところに大阪拘置所で実施に要した施設設備ということを掲げさせていただいているのと、7ページ目に大阪拘置所で整備予定の施設及び設備ということで掲げさせていただいているところです。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございました。

続けてなのですから、過去は中で受刑者の方がやっていらしたということで、過去の実施の内容については特に説明の記載がないのですけれども、人数の記載もないということなのですが、参考値として過去の数字があったほうがイメージがわきやすいのかなという気はするので、差しつかえなければ、別にこういうふうにやりなさいよということじゃないですけれども、という情報が多いほうが親切かなと思うのですが。

○花村企画官 検討したいと思います。分かりました。

○樋谷副主査 極端に言えば、提案として、朝、昼、晩と、全部弁当です。これはだめなのですね。そういう提案は。

○森田補佐官 要求水準で食材の調達・調理と書かせていただいているので。

○樋谷副主査 だから、調理がないとだめということですね。

○森田補佐官 はい。

○樋谷副主査 なるほど、そうですね。ずっと弁当だと嫌ですね。暴動が起りますね。

○生島専門委員 ちょっとと思うのは、調理をどこか別のところで作ったものを、例えば大きいお鍋に入れて持ってきて、そこで温かいものをというは何でいけないのかが余りびんとこないのですけれどもね。

○森田補佐官 現実的に食数が多いので、そういうことをするよりは、厨房施設を我々が御準備させていただきますので、それを使ったほうが確実に安価にできるのではないかと思います。

○生島専門委員 あと、実施要項の7ページ目の評価のbの加点項目審査で、事業者選定委員会において定めるものとするとあるのですが、この事業者選定委員会というのがどう

いうものなのか、よくわからないというのと。事前に評価の指標が書いていないのは、ちょっと恣意的に思われてしまう不安感があるのかなと。

○森田補佐官 事業者選定委員会については、こういった事業に知識のある学識経験者の方に集まっていたらうかなど。要は、評価の客觀性を担保するために、私どもが評価するのではなくて、専門的な知見から、あるいは今回、地域貢献ということをうたわせていただいておりますので、例えば地域の方にも入っていただくような有識者の委員会を想定しております。

それと、評価の観点につきましては、これは評価のポイントをよりブレークダウンするといいますか、具体的にどういう評価ポイントを評価するに当たって観点を持ちますかということを検討していただこうと思っておりまして、これも先行のPFI事業とか公サ法事業で導入させていただきました。といいますのは、優れている、普通といった場合でも、何が優れているのか、何が普通なのかというのがなかなか決めづらいということもありました。

例えば、前回の静岡、笠松の総務業務と警備業務の業務委託で見ますと、評価のポイントで、事業期間にわたり業務を的確に遂行できる能力を有する職員の安定的な雇用を確保するための方策について、すぐれた提案がなされているというのを評価のポイントで掲げさせていただいております。具体的に評価の観点として、1点目が、離職率を抑えるための有効な提案になっているか。2点目としては、執務能力の高い従事者を確保するための有効な提案がなされているかということで、評価のポイントをブレークダウンして、委員の先生が評価しやすいような形。そうすれば、委員の先生も審査基準を共有することができ、そういう基準で評価できて有効ではないかと思っておりまして、あえてこういう形にさせていただいた。

この評価の観点というのは、実際に評価に携わる有識者の方々が議論していただけて決めていただこうというのがいいのかなと考えております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

それで、その評価の基準については、事前に明示されるということでおろしいのですか。実際に応札する側からすれば、何が評価のポイントかというのは、きちんと事前に明示があるということで。

○森田補佐官 評価のポイントは、ここに書かせていただいている内容のとおりです。要は、これを具体的にどういうふうに評価するのかというのは、委員の先生の中で決めていただこうかなと思っております。それは、実際に公表することは今のところは特に考えておりません。要は、何をもって、これがすぐれた提案かどうかとの考え方ですね、普通ですねとかいう審査の基準を委員の先生の中で決めていただこうという趣旨です。

○樺谷副主査 例え、業務の内容がずっと書いてありますね。これがポイントだというのはよくわかるのですが、その配点がどうということも含めてわからないと、ある程度事業者の方も計算してくるでしょうから、配点の多いほうに力を入れていらっしゃる

と思うので、配点も書いてあげないと。もちろん全部大事なのでしょうけれども、重点なり、高いポイントと、そうでないところとあると思いますので、そこは書いたほうがいいのかなと、今、生島委員の話を聞いていて思ったのですが、いかがでしょうか。

○森田補佐官 配点のほうは、加点のポイントの配点のところで、1項目10点という形で書かせていただいた。必須につきましては、要は丸かバツかの世界ですので、特に配点は書いておりません。70点か零点かという形になる。

○樺谷副主査 これが要求水準で書いてある項目ごとに10点ということなのですか。

○森田補佐官 そうです。されていると10点。

○樺谷副主査 余りそれはないわけですね。

○森田補佐官 これは、選定基準という形で、当然公表します。

○生島専門委員 ただ、評価の観点がどのようなものかというのは公表されないわけです。そうすると、最終的に自分が評価の観点を満たしているかどうかというのは、応札者はわからないのかなと思うのですけれども、納得感としてですね。

○森田補佐官 例えば、記述式試験の採点のときにキーワードがあって、そのキーワードがあつたらいい点数をつけますよといった形のものと同様のものになるかと思いますので、逆に余りそこを詳細に書いてしまうと提案が画一化してしまうのではないかと思います。ですので、評価のポイントというところで、その内容を見て、事業者の方々で検討していただいて、どういったものがいいかという提案をしていただくというのがいいのかなと思います。余り細かいところまで出してしまって、多分そこに引きずられてしまって、提案が画一化されてしまうのではないかと考えております。

○生島専門委員 今までそういう形で、観点については公表しないで評価してということは、過去に幾つかの事例で実績があるということですね。特段、応札者の方から、それについては納得感がないということはなかったということですか。

○森田補佐官 そのとおりでございます。今まで4件のPFI事業、公サ事業でも同じような形でやっておりました。

それと、実はこの評価の観点について公表するかしないかというのは、最初のPFI事業のときに委員の先生ともお話しまして、そのときに評価の手の内をさらしてしまうとよくないのではないかということもありまして、当然どういったものを国が求めているかといったものは出す必要があるかと思いますけれども、あとはどういうふうに提案していくか。そうすることによって自由な提案をしていただく。余り細かいところをやってしまうと提案が硬直化してしまって、似たような提案、点数狙いの提案になってしまってというのもありますので、ある程度のところは、言葉は悪いですけれども、手の内はさらさないほうが、いいものを出してもらえるのではないかという御意見があったという経緯はございました。

それと、申し上げましたように、今までの事業では、その部分について不透明であるとか不服といった御意見をいただいたことはございません。

○生島専門委員 ありがとうございました。

○尾花主査 評価のポイントについては、手続の透明性という発想からは、一般的には開示していただきたいなとは思っております。もしそこが柔軟な提案の前提となる矯正局さんの狙いですということであれば、承ろうかとは思うのですが、そのときに大事なのは、事業者選定委員会が入札を考える方から極めて中立な立場である方が大事だと思うのですが、それはどんな形で選定されているのですか。

○森田補佐官 資格要件で、委員に関係ある方、委員が所属している企業の方は入札に参加できませんという要件はつけさせていただきたいなと思っております。

○尾花主査 関係あるというのは、例えば過去10年間とか、そんな感じですか。

○森田補佐官 そこもまた検討させていただきたいと思いますが、過去にそういう形でさせていただいているので、関連ある企業とかは入札参加できませんよといった記載の仕方をしております。大体が学識経験者の方とか、あと想定されるところで言いますと、地元自治体の方を想定しておりますので、応札者と関係するところは余りないのかなと思っております。

○尾花主査 この評価の観点を事前・事後にも開示しない点というのは、一般的に見ると透明性を欠いて、入札する意欲を制限するような気がしますので、もし今回、こういうやり方をやってみられて入札数が少なかった場合には、また御検討いただけるといいなと思っております。

○花村企画官 いただいた御意見は、今回の入札で私も注視したいと思っております。

○樋谷副主査 確かに契約書に書き出したら切りがない、何通りも書かなきやいけないということで、よくわかるのですが、説明会あるいは契約書等で、特に契約書の案も示してくださいと同時に、説明会で詳細に説明しないといけないかもわかりませんね。よろしくお願ひします。

○森田補佐官 その点につきましては、競争的対話の機会等も設けさせていただいて、十分に応札者の方々とコミュニケーションをとらせていただいて、国が求めているものを伝えてまいりたいと思っております。

○尾花主査 濟みません、もう時間もないのですが、従来の実施状況に関する情報の開示のところで、例えばこの実施要項の中等で、過去のメニューとか、季節ごとの特別メニューとか、運動会のときのお弁当とか、そういったものはどこかに開示されているのでしょうか。

○森田補佐官 入札説明会のときに現地での説明会等も実施しようかと思っていまして、そういったときに詳細な資料をお示ししようかなと考えております。男子刑務所と女子刑務所で内容が異なってきたり、季節でいろいろなものを導入しているところがありますので、そういったところは現地説明会で詳細な資料を開示させていただきたいと思っています。結構いろいろありますので、ここに余り載せてしまうと本当に膨大な量になってしまうので、というふうに考えております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、例えば従来の実施方法、通し番号56ページでは、

注記のような形で、現地説明会について資料を開示しますということを書いていただくと、皆さんにわかりやすいのではないかと思いますが。

○花村企画官 そこは検討したいと思います。

○尾花主査 濟みません、最後で申しわけないのですが、実施要項（案）の7ページの（ア）のaの必須項目審査について、提案内容が要求水準のすべてを満たす内容となっているかについて審査を行うというときの提案内容の書き方について伺いたいのですが、要求水準というのは、水準というよりも契約書に記載される義務がたくさん書かれているかと思うのですが、こういった要求水準というのを提案内容にどの程度、どういう方法の記載で盛り込むことを考えておられますでしょうか。

○森田補佐官 具体的には、必須項目で書かれているようなところを書いていただくことで判断したいということと。あと、それ以外の部分については、要求水準の内容をきちんと遵守しますという形の誓約をしていただくようなことを考えております。過去のPFIとかでも、そういった一文を書いてもらって、そういった前提で、あとは具体的に見ていかなきやいけない体制の問題とか研修の問題を、この必須項目のところで具体的に提案書に、例えば何名でやるのか、どんな経歴を持った人を配置させるのかといったことを書いていただこうかと考えております。

○尾花主査 としますと、この7ページの記載を、要求水準を満たすことができるか否かを審査するについて、今、御説明いただいたことをちょっと書いていただくと、実施要項を見ただけで何を御提案すればいいのかがわかりやすいかなと思います。

○森田補佐官 提案書の様式集を入札説明会のときに資料としてつけようかと思っています。ここにこういうことを書いてくださいといった対応をとらせていただければと思っています。

○尾花主査 すると、これまでいろいろ質問させていただいた点について、多くは添付するサンプル契約書及び提案書サンプルで、入札する方にとってはわかりやすい内容になっておられる。ただ、ここに全体を書いてしまうと膨大になってしまうので、分けて情報の提案を考えているということでしょうか。

○森田補佐官 特に契約書の場合はかなり詳細なものになってくると思いますので、そこはどちらかというときちんと書いた案という形で、こういう形で調印したいといったものをお示しさせていただいたほうが、10年間という事業期間もございますし、初期投資も多額になるになるかと思いますので、入札参加者の方にとっても、いろいろなリスクが把握できていいいのではないかと思っております。

○尾花主査 一般的かどうかはわからないですが、実施要項（案）を見て、これは難しいと思ってやめる方がいらっしゃるといけないので、そういった方針で情報の開示をする予定というのをどこかに書かれるというのはいかがでしょうか。

○花村企画官 そこも先ほどの点と併せて検討したいと思います。

○生島専門委員 濟みません、1つ。実施要項（案）の独居老人に対するケータリングサ

ービスなども一緒に実施するというところなのですけれども、これは委託費の中に含まれるのですか。

○森田補佐官 別の契約になることを想定しています。例えば社会福祉施設とか独居老人に対するケータリング事業というのを仮に自治体等がやられていれば、そことの間の契約。あと、国との関係でいいますと、国有財産使用許可という形で、厨房を使っていいですよという契約を結ぶという形になると思います。

○生島専門委員 そうすると、そこは1つ、この刑務所の業務を受注した業者さんが、競争せずにそこの受託をできるということですね。そこを使っているところしかできないわけだから、その厨房を使っているのは、その1者さんだけなので、追加でそのケータリング業務とか、何か別のものが発生したら、その業務はほかの会社と競争せずに、その厨房を使っている会社さんが受託できるので、これ以外にもお仕事のメリットがありますよという意味合いですか。

○森田補佐官 そこも契約する社会福祉法人さんとかとの関係になるかと思いますので、そことピンポイントで契約を結べば、そういうことになるかと思います。そこについては、先ほど花村から説明させていただきましたとおり、まずは自治体のほうにそういったニーズがあるかないか。あるとして、どういったものがあるかというのを探っているところでございまして、こういったものについても順次、判明次第、いろいろ情報提供していくたいと思っております。いずれにいたしましても、本体の業務とはまた別のものと御理解いただければと思います。

○花村企画官 ただ、どうしても能力的な部分として、特定の施設、ここの設備でという形になりますので、そこには一定の限界が出てきてしまうのかなというところはございます。

○樋谷副主査 それは、幅広く見ておかないと。

○花村企画官 はい。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議については、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

法務省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願ひいたします。

（法務省引き続き（入退室なし））

続きまして、「刑事施設における総務業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

同じく、法務省矯正局成人矯正課花村企画官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○花村企画官 それでは、刑事施設における総務系業務の民間競争入札の実施要項（案）について御説明させていただきます。基本的に先ほどの給食業務の実施要項と重複するところがありますので、そういうところは、誠に申し訳ありませんが、時間も限られておりますので、適宜、そことは異なった特徴のあるところを御説明させていただくということで進めていきたいと思います。

最初、1ページ目でございますけれども、対象の公共サービスの質を書かせていただきました。先ほど4つの施設を1つの民間事業者にということでお話し申し上げましたけれども、こちらのほうは、府中刑務所と立川拘置所の総務系業務を1つの事業者に委託するという考え方方に立っているところでございます。

別紙1ということで、同じように府中刑務所と立川拘置所のそれぞれの概況につきまして掲げさせていただいているところです。

対象業務の内容、それから、(2) 対象公共サービスの質の設定につきまして、別紙2の業務内容とか要求水準のところにそれぞれ掲げさせていただいたところです。

業務実施体制につきましては、保安情報、個人情報を漏洩しない。それから、先ほどと同じように総括業務責任者、業務責任者を置くことを定めています。以下、庶務、会計、用度ということで、それぞれの業務を掲げさせていただいているところでございます。

用度のところで環境整備、清掃とか植栽、運転という業務を書かせていただいております。清掃、植栽につきましては、清掃に必要な器具等を用意するという書き方にさせていただいている部分がございます。

一方で運転のところなのですけれども、車両の清掃を適切に行うとともに、車両を適切に整備・維持することと書いております。ここは、一見すると車検とか修理とか点検はどうなのだろうという御疑問もあるようかと思いますけれども、燃料でございますとか車検、保険等の費用負担は国と考えております。先ほど申し上げたように、用意するという規定のところは民間事業者の方にと考えているところです。

なお、車検と保険は国でございますけれども、運転者の損害賠償責任保険というのは民間事業者の費用負担により御加入いただくと考えております。加入すべき保険については、事業契約書（案）において明示することとしたいということで検討を進めているところです。

続きまして、要項のほうに戻っていただきまして、2ページ目、創意工夫の發揮可能性でございますけれども、国の職員の勤務負担の軽減の観点からの提案をお願いするという形になっています。これは、先ほどの要求水準の業務のところ、庶務、会計、用度、庶務事務とか領置事務とか、それぞれ事務がありましたけれども、例えば庶務業務とか領置業務について提案いただく際に、国職員の勤務負担の軽減の観点から提案を求めたいということで、ここに書かせていただいているところです。

委託費の支払方法等につきましては、四半期ごとに全17回に分けて委託費を払うという形にしておりまして、減額措置でございますけれども、これも別紙について、先ほどと同様ですけれども、委託費の減額として、違約金と減額ポイントの蓄積に基づく減額がございます。違約金のほうにつきましては、個人情報の漏えいとか国への報告義務違反、全部また一部の業務の不履行等を掲げさせていただいているところでございますし、減額ポイントのほうにつきましても、減額ポイントの累積によりまして、それぞれ委託費の減額が行われる形になっております。

実施期間でございますけれども、5年、平成26年10月1日から平成31年3月31日までという形で考えているところでございます。

以下、入札の参加資格等については、先ほど御説明した内容と重複しているかと思います。

入札に係るスケジュール。入札公告を平成26年1月からということで、運営業務の開始を平成26年10月からということで考えているところです。

あと、入札実施手続も書かせていただいておりまして、5ページ目、公共サービスを実施する者の決定のところでございます。落札者の決定に当たってですけれども、第1次審査と第2次審査の2段階に分けるということ。それから、事業者選定委員会を設置して、ここで提案内容を審査していただいて、その結果を国に報告するという形で考えております。

第1次審査につきましては、必須項目審査で確認させていただく。それから、第2次審査のほうも同じく総合評価落札方式による落札者の決定ということで考えておりまして、手順としては、先ほどの給食業務と考え方は同様でございます。必須項目の審査と加点項目の審査。必須項目を1項目でも満たしていない場合には、不合格とするということで、以下、必須項目と加点項目で、それぞれ管理体制、人的体制、研修体制。それから、加点項目のほうも、実施体制、業務の効率化、領置業務、運転業務ということで、それぞれ評価のポイント、さらには、加点項目のほうでは、項目ごとの配点を書かせていただいたところです。

それから、落札者の決定に当たっての評価方法、8ページになりますけれども、こちらのほうはいわゆる基礎点に加点項目審査で得られた加点を加えた値を、入札価格で除して得た値、総合評価点、除算方式という形。支出に対しまして最も価値の高いサービスという形の観点からになりますけれども、これによりまして落札者の決定をしたいと考えているところです。

続きまして、9ページでございますけれども、6、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これも別添という形になりますけれども、「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、従来の実施に要した経費、委託費の内訳。それから、こちらのほうは従来の実施に要した人員を掲げさせていただいているところです。

それから、従来の実施に要した施設及び設備。

また、従来の実施における目的の達成の程度、従来の実施方法等につきまして記載させていただいたところでございまして、そこからさらに、事業者の参考にしていただくということで、刑事施設の業務の内容につきまして、総務業務、庶務、会計、用度について、それぞれ書かせていただきますとともに、業務等の参考数値ということで、府中刑務所、立川拘置所の数値について掲げさせていただきました。

最後に、業務フロー図、文書の受付から始まって、植栽管理業務までを付けさせていただいたところでございます。

公用車の運転業務の関係は、例えば先ほどの総務系業務の情報の開示の9ページですけれども、公用の乗用車や護送用バス等の運転業務を行う。24時間運転業務が可能な体制とし、毎日運行日誌を作成する。交通事故を発生させないように業務を行うということで掲げさせていただいておりまして、その次のページ、府中刑務所と立川拘置所、それぞれの総務業務の参考数字を書かせていただいている。公用車に関して数字を掲げさせていただいておりますけれども、自動車運転、それぞれの乗用車の総距離数などを掲げさせていただいているところです。

それから、入札実施要項のほうに戻っていただきまして、7、民間事業者に使用させることができる国有財産ということで、府中刑務所、立川拘置所、先ほど情報の開示のところで施設及び設備を掲げさせていただいたところです。

次に、民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例ということで、8番目、民間事業者が本業務を実施する場合には、公共サービス改革法第33条の3の規定、これは特定公共サービス、領置業務でございますけれども、これが適用されるということを一文書かせていただいているところです。

あと、9、民間事業者が講ずべき措置に関する事項というところに、12ページですけれども、先ほどと同様ですが、(エ)で、こちらのほうは実施期間終了後国と民間事業者とが協議して定める日までに、その責任と費用負担により収去し、原状回復を行うということで、整備した備品等についての原状回復を掲げさせていただいたところです。

同様に、最後、16ページですけれども、総務業務につきましても、被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害を書かせていただいたところです。

先ほど給食業務のところで申し上げればよかったですけれども、繰り返しになりますが、総合評価落札方式による落札者の決定という入札の場合には、関係府省と協議することが必要だということで、現時点ではまだ全ての協議が整っていないところでございます。したがいまして、先ほど委員の皆様方からいただいた御意見、それから関係府省との協議結果、さらに先ほどの給食業務の場合などは、パブリックコメントを踏まえまして、今後、この要項（案）をさらに良いものにしていきたいと考えているところです。

それから、給食業務のほうに戻りますけれども、先ほど地方公共団体といろいろな打ち合わせをしているというお話をさせていただきました。場合によってはですが、地方自治

体のほうから、我々との打ち合わせの間で、1つの刑務所を一事業者に委託する考え方もあるっていいのではないかという意見も寄せられているところです。この点につきましては、パブリックコメントをやらせていただいた際に、自治体のほうからもこういった部分の観点から、ひょっとしたら意見をいただくかもしれません。この点については、注視して、場合によっては検討していく必要があるのかなと考えているところです。

済みません、最後は付言をさせていただきましたけれども、以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○浅羽専門委員 最後の点、確認なのですけれども、地方自治体の方から、場所によって事業者を分けてという話があるかもしれない。その心は、地元の業者を使えないかということなのでしょうか。

○花村企画官 どういう観点からの御意見かという部分はあります。確かに4つの施設を1事業者でという場合に、事業規模がかなり大きいところが想定されます。我々のほうも、1日3食、それが365日、非常事態まで備えてということですので、むしろ相応の規模といいますか、安定的な運営ができるところとは考えております。ただ、それぞれの施設によって収容定員も違うところがあります。現実にそういう意見が出るかどうかというところはありますけれども、そういう御意見がもし出てきた場合には、それでも安定的な供給ができるのかという観点も含めて、一度そこは考えてみなければいけないのかなと考えております。

○浅羽専門委員 その点について、別に異論があるわけではありません。ただ、先ほどの評価委員会の委員で地元の方ということもありましたので、ぜひそこは地元に誘導する、結果として地元の事業者さんが落札されても何の問題もないと思いますけれども、その評価のところに当たって、地産地消の提案等で地元が明らかに有利になってしまうとか、そこにそういう評価委員が、地元の行政関係の方がいらっしゃるというのだけは避けるようよろしくお願ひいたします。

○花村企画官 私どももそういうあらぬ誤解を受けないように落札者を決めるような形を考えられるよう、しっかり検討していきたいと思います。

○生島専門委員 公用車の運転のところなのですけれども、別添の10ページ、11ページで総距離数についての記載はございますが、送迎の即日、泊まりとかあるのですけれども、24時間365日ということに関連して、どの数字を見ればいいかがよくわからない。深夜が何件ぐらいとか、いわゆる一般的な業務時間がどれくらいかというのがわからないと、夜中に何人ぐらい配置しなきゃいけないか、もしくは365日ということで、お正月とか土日にどれぐらいの頻度で発生しているかということが過去のデータからわかると、人数の配分がしやすいのかなと思いました。

○森田補佐官 深夜帯で生じる想定として、急病になった場合の搬送というのが専らある

かと思います。通常のことは平日に行いますし、年末年始は基本的に行いませんので、そういうことはないかと思いますので、そういったところをどこまで出せるのか。ただ、病院移送というのは年に応じて大きく差が出てくるのです。たまたまそういった必要性があれば、1日三、四件も出てくる可能性もあれば、全くないときもありますので、そこはどの辺まで参考になるかはわかりませんが、検討してみたいと思います。

○花村企画官 前の年とか2年前、3年前の数字が役に立つかというと、そこは厳しい部分もあるものですから。ただ、こちらとしてもそこでしっかり対応していただきたいという部分がありますので、今、委員からお話をあったように、具体的な感触といいますか、目安がどこまで示せるのか、少し考えてみたいと思います。

○生島専門委員 最低限ということであれば、例えば夜は1人だけでいいということなのか、結構頻繁に起こるのであれば、1人というわけにいかないのかなという判断がついたほうがいいのかな。単なる万が一ということなのかというところなのですけれどもね。

○森田補佐官 検討させていただきたいと思います。ちなみに、現状、警備業務でこういった搬送を24時間体制で同じ条件を付させていただいておりますけれども、事業者の方は、一般的には施設近隣に住んでいただいて、何かあった場合には対応しています。要は、施設に泊り込んでずっと待っているという形では捉えていないようでございます。

○尾花主査 先ほど運転者の損害賠償保険はしてくださいという御指摘だったので、それは何かこの要求要件か何かに記載されていますでしょうか。

○森田補佐官 記載していないですね。契約書に書こうかなと思っておりました。

○尾花主査 契約書というのは、あくまでも契約書と、この実施要項をあわせて、法務省さんの御提案という考え方なのでしょうか。

○森田補佐官 というふうに考えておりましたけれども、御指摘、ごもっともと思いますので、実施要項に記載する方向で考えてみたいと思います。

○尾花主査 わかりました。

どうぞ。

○浅羽専門委員 先ほどの運転業務の件でもうちょっとだけ聞かせていただきたいのですけれども、365日24時間で、警備の業務では詰めているわけではないということでしたけれども、例えば加点項目の最後の運転業務のところ、10点ですけれども、ここで、部屋が休憩所みたいなところで泊まれるのであれば常駐しますというのをもし出しついたら、それはかなりポイントが高いという形で評価することもある。手の内は明かさないということなので、別ですけれども、そういう可能性もあるということでよろしいのでしょうか。

○森田補佐官 より確実に業務を遂行していただける確からしさがあるということで、評価の対象にはなるかと思います。

○浅羽専門委員 ただ、もしそこでそういう提案をした場合には、当然それが契約につながるわけですね。仮にそれが10点満点にならかったとしても、ということですね。当然、そういうことになるわけですね。

○森田補佐官 そのとおりでございます。

○浅羽専門委員 そうなると、365日24時間というイメージをどういうふうに捉えていいのかなというのが、若干疑問ではあるのです。ただ、そこは当然、質問は受け付けるわけですね。そのときにどういう評価をそれによってするのか、具体的には手の内は明かさないということになるわけですね。

○森田補佐官 具体的に評価のポイントを勘案していただいた後、先ほど申し上げましたように、競争的対話の機会も設けたいと思いますので、そういったやりとりの中で事業者の方々で御提案いただければと思っています。

○樋谷副主査 最後のほうのページにずっと業務フローを書いていただいて、わかりやすくなっているのですが、この民間職員と書いてあるところが今回の対象になっていると考えていいということですね。

○森田補佐官 御理解のとおりでございます。

○尾花主査 実施要項の1ページの通常我々が見ているのとちょっと違った趣旨の書き方のところなのですが、一番冒頭の段落の真ん中の「また、競争入札であることから」というくだりなのですが、これは特にここまで書かれる御意向というのは何かございますでしょうか。

○花村企画官 ここも先ほどの給食業務のところでお話申し上げましたけれども、有識者の方に刑事施設をいろいろごらんいただいた訳ですけれども、その中で、それぞれ個別の業務について民間委託を単年度でやっているわけですが、どうもそのような傾向が見られるということから、こういった部分での御意見をいただいておりましたので、それをそのまま記載させていただいた。こういった部分は、先ほど申し上げたような背景・経緯として掲げさせていただければということで記載したということでございます。

○樋谷副主査 こういう弊害が毎年やっていると出るので、5年間でしたか。

○花村企画官 5年間ということで、複数年度、同一事業者さんにお任せしてみたいということで、今回、入札にかけさせてほしいということでございます。

○生島専門委員 済みません、私もそこは違和感があって、単年度だから質がということは、まだ何となくそれはそうかなと思うのですが、この書き方ですと、また、競争入札であることから、予定価格を前年度よりも低くしなきゃいけない。同額かそれ以下でなきゃいけないから、実際の応札価格が下がると、すなわちそれに伴って業務レベルが下がるという書きぶりになっているところが、ちょっと違和感がある。コストは下げながらも、マネジメントのほうでクオリティーを維持するということは、民間では当然にかなりやっていることなので、コストを下げたら直ちに質が下がるという書きぶりに見えて、違和感を覚えたのですけれどもね。

○森田補佐官 刑事施設における単年度の総務系業務の現状であるということで、これが全て一般のいわゆる民間委託において当てはまるかどうかというのは、私どもがやっていくわけじゃありませんので言えませんけれども、少なくとも今、刑事施設の総務系業務と

いったものを実施するに当たって、こういう要因があるのではないかという御意見を有識者の方からいただいたということでございます。

○尾花主査 そうすると、その有識者の御意見を法務省さんの御意見として書いてしまうことは違和感がないということでしょうか。これ、多分、有識者の認識ではなく、法務省さんの認識を記載した部分になってしまふのですが、大丈夫でしょうか。つまり、予算という枠内で予定価格を定めていくと、価格が安くなるにつれてサービスが下がっています。憂いていますというメッセージに聞こえてしまうのですけれども、それを法務省さんが全国民に投げかけることになりますが、それでよろしいのですか。

○花村企画官 確かに、有識者会議からこういう意見をいただいたという引用の部分としての書き方にすれば、いただいたのは私ども法務省全体の意見と捉えられかねないという御指摘ですので、書きぶりとしては、例えばの話ですけれども、有識者会議からそういう意見が寄せられたという考え方で行ければと思います。

○樋谷副主査 これ、実際、前年度の契約と同額、またはそれ以下の予定価格を出さないといけないですか。つまり、何が合理的か、難しいと思うのですが、予定価格というのをそういう決め方に結果的になってしまうのですか。

○花村企画官 なかなか厳しい御質問だと思いますけれども、有識者会議の方が施設を御覧になったときに、そういう印象を受けられたと受け取っております。

○樋谷副主査 ただ、予定価格の決め方が合理的であるなら、常に。このまま行ってしまうと、最後はゼロになってしまうということに確かにありますので、予定価格の決め方についても、ちょっと工夫していただくのがいいのかなと思います。これは、全体的に予定価格をあちこちで決めているわけですが、どのような決め方をしているのか、私は知らないで言っているのです。確かに前年度がめちゃくちゃ安い金額でやられていたら、それ以下となったら、もう立っていられないということになると思います。

結果的に、となると入札者が出ないことになると思われますので、予定価格の決め方についてもちょっと工夫を。もちろん、前年は重要な参考になるとは承知しているのですが、そこは余りにも非合理で質が落ちているとなったら、何かどこか問題があるわけですから、難しいことを言っていることはよくわかっているのですけれども、予定価格の決め方を工夫していただくといいのかなと思います。委員の方にそういう御説明を。予定価格の決め方を工夫しますと。

○花村企画官 考えたいと思います。

○尾花主査 それでは、私からは、次の2ページの（3）創意工夫の発揮可能性というところで、通常見ない表現である「過重となっている国の職員の勤務負担の軽減の観点から」とすると、入札業者さんはこの業務内容だけで価格を判断するときに、プラスアルファで、連携する国の職員の方の業務で何があって、そこをどのように軽減すると、よい点がもらえるのだろうかという判断が難しいように思うのですが、これは実施要項を見ると、連携する国の職員の勤務の内容がわかり、軽減の提案というのはできるようなつくり込みにな

ってますでしょうか。

○樺谷副主査 深刻な問題だというのはよくわかるのですけれどもね。

○森田補佐官 加点項目の業務の効率化とか領置業務のところで、そのようなことが読めると考えております。

○尾花主査 済みません、やはり「国の職員の勤務の負担の軽減」というのが、先ほどの加点項目の領置業務を見ても、国の職員の方が何をなさっていて、そこを軽減するためにはどうすればいいのかが、ちょっと読みにくく思うのですが、評価のポイントのところでもう少し深く書き込んでいただくか、連携する国の職員の方の業務範囲、業務内容を書き込んでいただくか、もしくは（3）創意工夫の発揮可能性のところは、もう少し通常の書き方をされると、びっくりされないというか、何をすればいいのかという予測可能性のところが明らかになるかと思うのですが、何か御検討いただけたといいなと思います。

○樺谷副主査 フローチャートでそういうことが読めますかね。

○花村企画官 実際の説明会のときにいろいろな業務について御質問いただくと同時に、やっている事務の流れをフローチャート等にのっとって説明させていただきますので、そのときにかかわりといいますか、そういう部分で何かお考えいただけないかということです。こちらからも実情をよく説明して御提案いただくような形を持っていきたいと考えております。

○樺谷副主査 軽減というのは、結局、国の職員の分までやれと言っているわけじゃないわけですね。

○花村企画官 いろいろな業務をやっていく中で、現状、国のやっている業務量がありますので、そこを少なくとも増やしてもらうような形での業務はあり得ないと思うのですけれども、かえって民間のほうがいろいろ工夫したことで、何か国のほうに影響が出ることも考えられない訳ではありませんので、そこは軽減していただけるような御提案であれば、なおいいということであろうかと思います。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議についてはこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認をした上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

法務省様におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますよう、お願ひいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、ありがとうございました。